

よくあるお問い合わせと回答（R3.9.30現在）

1、イベントや行事について

番号	ご質問	回 答
1	市内で開催される行事、イベントや公共施設などの取扱いについて、市の方針を教えてください。	<p>市内で開催される行事・イベントや公共施設については、国内の感染者の状況、県内の医療体制状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指す観点から、下記の通り対応しております。</p> <ul style="list-style-type: none">・「感染リスクを軽減するための各種措置」が行われている場合 → 国及び県の方針に基づき、「新たな開催制限緩和の目安」を適用。・それ以外の場合 → 「従来の開催制限緩和の目安」を適用。 <p>※方針の詳細については、「桜井市の対策方針（第25報）」をご確認ください。</p> <p>また、個々の行事、公共施設の状況については、本ページ下部「新型コロナウイルスの影響により変更、中止となっている「桜井市の主な行事、公共施設等の状況」について」をご確認ください。【危機管理課】</p>

2、感染者情報について

番号	ご質問	回 答
1	<p>感染者の情報が少なすぎる。 自治体から詳細が出てこない ので不安だけがたまる。</p>	<p>現在、新型コロナウイルス感染症の患者発生につきましては、奈良県が情報を集約し対応にあたっております。</p> <p>これは、感染症法に基づき、感染症が発生した場合の情報の収集及び公表の実施者が都道府県知事とされていることによります。（保健所機能を持っている政令指定都市や中核市は、市が収集公表をする）</p> <p>情報の公表内容は、感染症法の一類感染症の基本的な考え方（基本方針）に沿って公表されており、この基本方針を踏まえて具体的な公表内容は都道府県が判断してており、これは全国統一の方法となっております。</p> <p>奈良県では、奈良県が収集した情報が公表された後、市町村へ提供されます。</p> <p>奈良県が公表している具体的な内容は以下のとおりです。年代、性別、居住地（市町村単位）、職業、現在の状態、推定感染経路【危機管理課】</p>
2	<p>市内で感染者が確認された場合、ホームページで発表してもらえないか。</p>	<p>市内で感染者が確認された場合は、上記1に基づき、奈良県が報道発表した後、桜井市に情報提供されます。桜井市でも、奈良県から提供された情報をホームページで発表しておりますが、その内容は、上記1の理由から奈良県と同じものになります。</p> <p>また、これとは別に、市内の事業所で感染者が確認された場合に、その事業者が自らそのことを公表する場合には、桜井市でもその事業所の了承を得て公表する場合があります。</p> <p>【危機管理課】</p>

3	感染者から、さらに感染が広がらないか心配だ。	<p>感染者とその濃厚接触者に対しては、感染をさらに広げないために、保健所から法律に基づいて入院、自宅待機、健康観察等の指示がなされ、濃厚接触者の感染が確認された時にも即座に対応できるような体制が取られています。</p> <p>また、国の専門家会議では、マスクを着ける、「三密」を避ける、しっかり手洗いをするなどの「新しい生活様式（※）」を日常生活の中で心がけることで、感染の拡大を防ぐことができるという考え方が示されています。</p> <p>発熱をした人や医療従事者などに対する偏見についての報道もなされておりますが、市民の皆様には、上記1の奈良県発表など正確な情報に基づき冷静な対応をしていただきますとともに、感染拡大防止のための「うつらない・うつさない」対策の徹底、「新しい生活様式」の実践にご理解、ご協力をお願いいたします。</p> <p>※詳しくは、本ページの下部「感染を防ぐ対策と相談窓口」欄をご確認ください。</p> <p>【危機管理課】</p>
---	------------------------	--

3、支援制度、相談窓口について

番号	ご質問	回 答
1	<p>桜井市ではどのような支援を行っているのか。</p> <p>また、どこに相談すればいいのか。</p>	<p>本ページの下部「新型コロナウイルス感染症にかかる主な支援制度、相談窓口」欄に支援制度、相談窓口一覧を掲載しております。個人向け、事業者向けに分けて掲載しておりますのでご確認ください。【危機管理課】</p>